

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 8 年 1 月 7 日

名古屋地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 名古屋地方検察庁 令和 8 年第 1 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 8 年 1 月 7 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和 5 年 3 月 20 日から同年 4 月頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

高橋耀太を構成員とする犯行グループが、警察官を装い、被害者からキャッシュカードを詐取し、そのキャッシュカードを使用して現金自動預払機から現金を引き出して窃取した行為（主な犯行態様については、4 (1)、(2)を参照のこと）

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項（検察官が把握しているもの）

(1) 被告人らが支給対象犯罪行為において使用した主な警察署の名称及び警察官の氏名

ア 警察署の名称

緑警察署、北警察署、港警察署、淀川警察署、城東警察署、熱田警察署、代々木警察署、高島平警察署、泉大津警察署

イ 警察官の氏名

マツオ、シライミナ、シライ、ヒライミナ、シモミヤ、シノミヤ、ナラオカ、タケノ、ミヤケ、シバ、スズキ

(2) 主な犯行態様

ア 警察官を装って、被害者方に電話をかけ、あなたの銀行口座から不正に現金が引き出されているので、これから警察官が自宅に訪問してキャッシュカードを回収する旨のうそを言う。

イ 警察官を装った者が被害者方に赴き、被害者からキャッシュカードの提出を受けて回収し、キャッシュカードを使用できないようになると誤信させるため、はさみでキャッシュカードに切り込みを入れる。

ウ 上記ア及びイの方法で詐取したキャッシュカードを使用して、現金自動預払機から現金を引き出して窃取する。

5 開始決定の時における給付資金の額 金 248 万 884 円

6 支給申請期間 令和 8 年 1 月 7 日から令和 8 年 3 月 6 日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 名古屋地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和 6 年 5 月 29 日

(3) 確定年月日 令和 6 年 6 月 13 日

(4) 被告人の氏名 高橋 耀太

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、氏名不詳者らと共に謀の上、詐取したキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、令和5年4月17日午後零時8分頃から午後零時54分頃までの間、名古屋市東区内の株式会社三菱UFJ銀行ATMコーナー栄オアシス21等3か所において、各所に設置された現金自動預払機に、詐取した他人名義のキャッシュカード6枚を挿入して各機を作動させ、同銀行名古屋営業部部長らが管理する現金合計268万8000円を引き出して窃取した。

(罪名) 窃盗

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒460-8523 名古屋市中区三の丸4丁目3番1号 名古屋地方検察庁 被害回復事務担当
電話番号 052-951-1490（直通）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（名古屋地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送

達を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、当該決定をした検察官が所属する検察庁(名古屋地方検察庁)の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。